

中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

労働相談 Q&A



Q

最近、私は上司から暴言や暴力などの嫌がらせを受けています。嫌がらせを止めさせるにはどうすればいいのでしょうか。

A

(1) パワハラの定義

パワハラについては、法律上の定義はありませんが、国ではこのように類型化しています。

- ①身体的な攻撃(叩く、殴る、蹴る など)
- ②精神的な攻撃(必要以上に長時間にわたり繰り返し執拗に叱る など)
- ③人間関係からの切り離し(1人だけ別室に席を移させる など)
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能な業務をさせられる など)
- ⑤過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の仕事を命じる など)
- ⑥個の侵害(業務と関係のない私的な事について執拗に問われる など)

(2) パワハラに関する法律

現在、パワハラを取り締まる法律がありませんので、民法などの法律を適用できるかどうか検討します。

パワハラを行った者(加害者)に対しては、不法行為による損害賠償を請求することになります。

企業に対しては、不法行為についての使用者責任を問います。また、安全配慮義務違反として債務不履行による損害賠償を請求することもあります。さらに、名誉棄損や暴行・脅迫などが認められる場合には、刑事責任を追及することもできます。なお、パワハラによって精神障害や自殺が引き起こされた場合は、業務上の災害として労働者災害補償保険法が適用されるので、各種給付が受けられます。

(3) パワハラを受けたときは

①記録と証拠の保全

いつ、誰が、誰に対して、何をしたのか、などの記録を残しておきましょう。録音・録画・写真・メールがあると効果的です。また、パワハラがもとで心身に不調をきたし病院に通院した場合は、診断書をもらいましょう。

②勤務先に報告

勤務先にパワハラの実情を報告しましょう。会社はパワハラの実情がわかれば、事実関係を当事者や関係者に確認し、事実が確認できれば、加害者に懲戒処分を行ったり、配置転換を行うなど被害を拡大させない義務があります。ただし、報告しても放置する場合や対処が不十分で、パワハラが続くことがありますので、報告したことを後で証明できるように「文書」等で報告します。

③相談機関、専門家へ相談

勤務先に報告しても解決しないとき、どうしたらよいか困っているときは、相談機関(労働基準監督署、労働局雇用環境・均等室など)、弁護士、社会保険労務士などの専門家に相談しましょう。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

◆お問合せ先◆宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

中小企業労働相談所をご利用ください

県では、県内4か所(宮崎、日南、都城、延岡)に中小企業労働相談所を設置し、県内の労働者、労働組合や事業主等からの労働問題に関する相談に応じ、その解決をサポートしています。

- ・受付は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・電話又は面談により承ります。費用は、無料です。お気軽に御相談ください。

宮崎中小企業労働相談所 (県雇用労働政策課内) 所在地 〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 TEL:0985-26-7106	都城中小企業労働相談所 (都城県税・総務事務所内) 所在地 〒885-0024 都城市北原町24-21 TEL:0986-23-4518
日南中小企業労働相談所 (日南県税・総務事務所内) 所在地 〒887-0031 日南市戸高1-12-1 TEL:0987-22-2714	延岡中小企業労働相談所 (延岡県税・総務事務所内) 所在地 〒882-0872 延岡市愛宕町2-15 TEL:0982-33-2862

※5ページの「労働相談Q&A」も是非ご覧ください。

[宮崎県 労働相談窓口](#) [検索](#) 

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

『働きやすい職場「ひなたの極」』^{きわみ}認証制度のご案内

仕事と家庭の両立の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を認証する制度を創設しました。

申請は随時受け付けています。『働きやすい職場「ひなたの極」』企業等を目指してみませんか。

※23項目からなる審査票の得点が85%以上の場合に取得できます。

審査項目(23項目)

働き方(休み方)見直しに関する取組(8項目)

育児・介護休業制度等の整備状況と実績(9項目)

その他(6項目)

認証のメリット

- ・就職説明会、企業ガイダンス等への優先参加、企業ガイドブックの優先掲載
- ・商談会等の情報提供
- ・宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
- ・みやざき犬の優先的派遣



◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

[働きやすい職場「ひなたの極」](#) [検索](#)

ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。

県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。

項目	教育資金	生活資金
年 利	1.30%	2.90%
限 度 額	500万円	100万円
返 済 期 間	10年以内(最長4年の元金措置可)	5年以内

※ 融資には九州労働金庫の審査があります。また、別途保証料がかかります。

◆お問合せ先◆ 九州労働金庫 宮崎県内各ローンセンター

- ・ローンセンター宮崎(TEL:0985-26-9207)【平日】10時～18時 【土曜】10時～17時 【日曜】10時～16時
【定休】水曜、祝日(祝日が土曜または日曜と重なった場合は営業)
- ・ローンセンター延岡(TEL:0982-35-6657)【平日】10時～17時 【日曜】10時～16時
- ・ローンセンター都城(TEL:0986-23-2257)【定休】水曜、土曜、祝日(祝日が日曜と重なった場合は営業)

「仕事と家庭の両立応援宣言」のご案内

◆宣言企業・事業所を募集しています！

「仕事と家庭の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広く御紹介させていただきます。

企業のイメージアップや職場の活性化等にもつながるものとなっておりますので、ぜひ登録をご検討ください。

下記問い合わせ先にお電話いただければ、職員が訪問、または申込書を郵送いたします。県庁ホームページからも申込書がダウンロードできますのでぜひご利用ください。



宮崎県 仕事と家庭の両立

検索

♥ 新しい登録企業のご紹介 ♥

◆4月登録◆

- ★三和ニューテック株式会社
- ★南九州向洋電機株式会社
- ★有限会社 富士
- ★松本建設株式会社
- ★株式会社 吉川アールエフセミコン

◆5月登録◆

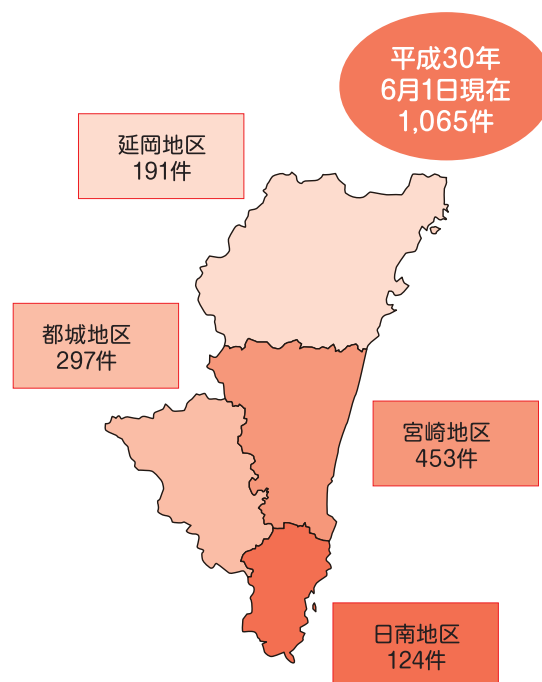
- ★社会福祉法人 同潤会
 - ・ケアハウス島之内
 - ・デイサービス島之内
 - ・特別養護老人ホーム六角堂
 - ・デイサービス六角堂
 - ・デイサービスゆうあい綾
- ★株式会社 日産サティオ宮崎

◆6月登録◆

- ★宮崎運輸株式会社
- ★株式会社 文宣
- ★株式会社 シャノン
- ★介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲
- ★グループホーム ソフトタウン神宮東
- ★株式会社 盛和

◆お問合せ・お申込み先◆
宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL: 0985-26-7106
FAX: 0985-32-3887



宮崎県労働委員会のご案内

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた**職場のトラブル**について、
随時、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

【受付時間】 平日8:30~17:15

【相談方法】 電話、面談、FAX、インターネット(HP内の専用フォーム)

働くあんしんサポートダイヤル 0985-26-7538

相談無料!

匿名OK!

秘密厳守!

- 労働者・使用者どちらからの御相談も受け付けます。
- 労使双方の主張をお聞きして歩み寄りによる解決をお手伝いする「あっせん」も
行っています。

突然解雇
された…

なぜ急に
異動?…

残業代が
出ない…

パワハラ
では?…

関係法令等について
アドバイスします!
お気軽に御相談ください!

宮崎県労働委員会

検索

宮崎市橘通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)
FAX:0985-20-2715



◀労働委員会
ホームページ

「みやざきインターンシップNAVI」登録企業募集中!

インターンシップへの参加を希望する学生とインターン
シップを受け入れる企業とのマッチングを行うサイトです!

URL:<https://internship.pref.miyazaki.lg.jp>

インターンシップを実施したい企業のみなさまの御登録を
お待ちしております。

◆お問合わせ◆

委託先:NPO法人グローバルアカデミー TEL:0985-64-5585 E-mail:intern@glocal-ac.jp
宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当 TEL:0985-26-7105

